

川内原子力発電所3号機増設計画に係る 環境影響評価準備書に対する環境大臣意見

本事業は、九州電力株式会社（以下「九州電力」という。）が既設の川内原子力発電所の隣接地に埋立地を造成し、新たに159万kWの発電所を増設する計画である。九州電力によると、本事業はエネルギーセキュリティの確保、今後の電力需要増に対する安定供給確保の観点に加え、温室効果ガスの排出削減の観点から必要不可欠であり、既設火力発電所における化石燃料の抑制を通じて、年間700～900万tの二酸化炭素排出削減が見込まれるとしている。

温室効果ガスについては、2008年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」において、我が国は、2050年までの長期目標として現状から60～80%削減することを定めている。また、今後の国際交渉を経て、そこに至る中期目標とこれを達成するための温室効果ガスの削減枠組みが定められることとなるが、達成すべき長期目標を踏まえれば、あらゆる分野においてさらに厳しい削減努力が求められ、二酸化炭素排出の大きな割合を占める電気事業には、二酸化炭素排出原単位の着実な低減が強く求められる。

九州電力は、わが国有数の温室効果ガス多量排出事業者であることから、温室効果ガスの削減に大きな社会的責任を有しており、将来に向けての温室効果ガスの削減に最大限努力する必要がある。このため、既に計画されている、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入、高効率火力発電所の設置、既設火力発電所の効率改善等の温室効果ガス排出削減対策を着実に実施するとともに、今後、2013年以降の新たな温室効果ガス排出削減の枠組みが整備された場合には、これを踏まえて温室効果ガス排出削減に取り組む必要がある。また、電力供給者としての対策にとどまらず、省エネ啓発活動、ヒートポンプ給湯器の普及促進等の需要者側の更なる省エネ対策を誘導するような取組も積極的に講じることが重要である。

温室効果ガスの排出削減には、安全確保を大前提として、原子力発電の着実な推進が必要であるが、一方で、その新增設は土地改変や温排水などにより周辺環境に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、慎重に計画されるべきである。

したがって、本事業については、事業による温室効果ガス排出抑制効果を最大限発揮させることにより、九州電力全体としての温室効果ガス排出量が最大限低減され、また、事業による自然環境への影響が最大限回避・低減されるよう、以下の措置を適切に講じる必要がある。

1. 温室効果ガス

二酸化炭素排出抑制の観点から、高経年化等により効率の低下した既設火力発電所における化石燃料の抑制等発電所全体の適切な運用や、負荷平準化に向けた取組により、九州電力全体として可能な限り温室効果ガス排出抑制を図ることが重要であることにかんがみ、安全確保を大前提として、本事業により整備される原子力発電所の最大限の活用を図ること。

2. 自然環境

(1) アカウミガメの保護

本事業によるアカウミガメの上陸、産卵、孵化への影響を低減するため、緑化マウンドの設置、夜間工事の自粛等の環境保全措置を適切に行うとともに、海岸管理者と協力し、必要に応じて流木等漂着物の撤去、埋立に伴う海岸地形変化の監視等を行い、当該施設の建設中及び供用後においてアカウミガメが上陸、産卵しやすい環境を保つこと。また、関係自治体と協力し、工事期間中及び供用後のアカウミガメの上陸・産卵数を把握するとともに、事業の実施に伴いアカウミガメの上陸・産卵・孵化に異変が生じたと考えられる場合には、関係自治体と協議し、専門家の助言に基づき、適切な環境保全措置を実施すること。

(2) 取放水の影響

周辺海域の水温、水質及び海生生物の監視において、発電所の運転状況を考慮しつつ、取放水量、水温の変化と水質及び海生生物の状況との関係について検討し、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。

(3) 土捨場の再生

本事業で発生する土砂は最大限、有効利用を図るとともに、土捨場に土砂を搬入する際には適切に飛散防止措置を行うこと。また、土捨作業終了後は土砂が周囲に飛散もしくは流出しないよう適切な環境保全措置を講じるとともに、専門家の助言に基づき、適切に緑化を行うこと。

(4) 希少動植物の保全

工事中において、重要な動植物が確認された場合には、速やかに専門家や関係自治体と協議し、対象種の生息、生育環境に対する影響が最小限となるよう、適切な環境保全措置を講じること。

以上について、その旨を評価書に記載すること。